

厚生労働大臣が定める掲示事項

医療法人ガラシア会 ガラシア病院

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を実施している保険医療機関です。

II 入院基本料に関する事項

病棟	入院料等		看護要員の構成等
南館病棟	特定入院料	➤回復期リハ病棟入院料1	入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置し、月平均で1日に16人以上の看護職員が勤務しています。詳細は各病棟の案内掲示をご覧ください。
		➤地域包括ケア入院医療管理料	
緩和ケア病棟		➤緩和ケア病棟入院料	入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置し、月平均で1日に10人以上の看護職員が勤務しています。詳細は各病棟の案内掲示をご覧ください。

III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

IV 近畿厚生局長への届出事項に関する事項

当院の近畿厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準等に係る届出」をご参照ください。

V 入院食事療養費について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に適時（夕食は午後6時以降）適温の食事を提供しています。

VI 明細書発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、計算窓口にてその旨をお申し出ください。

VII 選定療養に関する事項

特別の療養環境の提供については、別掲の「個室利用料について」をご覧ください。

VIII 保険外負担に関する事項

当院では、各種診断書等の文書料や理髪代について、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。詳細は各病棟に掲示している「保険外併用療養費」及び「診断書・文書利用金一覧表」をご覧ください。